答申

第1 審査会の結論

札幌市立藻岩中学校(以下「対象校」という。)の平成11年度から平成15年度までの修学旅行及び宿泊研修に係る旅行業者からの見積書(以下「見積書」という。)当該旅行業者に対する金融機関への振込依頼書(以下「振込依頼書」という。)当該旅行業者からの領収書(以下「領収書」という。)のうち、修学旅行では平成12年度から平成14年度まで、宿泊研修においては平成13年度から平成15年度までの振込依頼書又は領収書について、そのどちらか一方を保有していないとして非公開としたことは妥当である。

また、以下の文書を不存在につき非公開としたことについては、結果として妥当である と認めざるを得ない。

- (1) 平成11年度修学旅行並びに平成11年度及び平成12年度宿泊研修に係る振込依頼書及び領収書
- (2) 平成14年度修学旅行を除く各年度の修学旅行及び宿泊研修に係る見積書

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、平成16年11月5日に行った「対象校の平成11年度から平成16年度までの修学旅行及び宿泊研修に係る見積書、旅行業者からの支払伝票、領収書」の公開を求める請求(以下「本件請求」という。)に対し、札幌市教育委員会教育長(以下「処分庁」という。)が一部公開決定通知書により併せて行った非公開決定(以下「原決定」という。)を取り消し、本件請求に係る対象公文書のうち原決定において不存在であるとした以下の文書(以下「本件対象文書」という。)の公開を求めるというものである。

- (1) 修学旅行に係る平成11年度、平成12年度、平成13年度及び平成15年度の見 積書、平成11年度から平成13年度までの振込依頼書、平成11年度、平成14年 度の領収書
- (2) 宿泊研修に係る平成11年度から平成15年度までの見積書、平成11年度から平成13年度の振込依頼書、平成11年度、平成12年度、平成15年度の領収書

2 審査請求の理由

(1) 保存年限の定め

本件対象文書は、保存期間が5年と定められているものであり、これを不存在とすることの理由がない。本件対象文書は、修学旅行、宿泊研修という生徒の保護者から 多額の金員を徴収して行った学校行事に関する会計資料であり、極めて重要な文書で ある。

(2) 隠ぺいの意図

原決定は、審査請求人が、これまで公文書公開請求により、札幌市教育委員会(以

下「諮問庁」という。)事務局や市立学校内部における公費不正疑惑及び極めて不適切な予算執行を厳しく指摘したことから、それらの事実を隠ぺいしようとする諮問庁の意図を露骨に表したものである。

特に、諮問庁は、本件対象文書のうち平成11年度修学旅行に係るものについては、 当該年度の修学旅行関係書類をまとめたファイルごと所在不明であるとしている。

対象校では、修学旅行や宿泊研修の関係文書について支出証拠書類を含め年度別にそれぞれ1冊のファイルにまとめて、校長室のロッカーに保管している。そのファイルを誰かが持ち出したまま所在不明となっているとのことであれば、それは盗難にあったというべきである。ところが、対象校は警察に紛失届を出すこともしなければ、そのことを知った諮問庁が対象校の責任者に監督責任を問うこともしていない。

また、これまで対象校の修学旅行関係文書は、平成11年度以外の他の年度の文書については一部ながら公開されている。

これらのことが示すように、本件対象文書のうち平成11年度の修学旅行に係るものについてだけは公にすることができないとしている真実の理由は、当該文書を公にすると、対象校が当該年度の修学旅行に係る学校徴収金を用いて不正経理を行ったという事実が明らかになるからである。

第3 諮問庁の説明要旨

1 不存在の理由

対象校における修学旅行及び宿泊研修に係る文書は、事業の立案から保護者に対する 結果報告に至るまでの文書を、経理関係書類を含めて、それぞれ、年度ごとに一冊のファイル(以下「行事ファイル」という。)にまとめてとじて管理している。

そして、平成11年度の修学旅行、平成11年度及び平成12年度の宿泊研修に係る行事ファイルは、その年度中に保護者を監査委員とする監査を受け、当該監査結果を文書で該当する学年の保護者に報告した以降、いずれかの時点から所在不明となっている。本件対象文書のうち当該年度の修学旅行及び宿泊研修に係る見積書、振込依頼書、領収書は、これら所在不明であるそれぞれの行事ファイルにつづられていた可能性が高いと考えられる。

また、上記以外の本件対象文書は、本来であれば、それぞれの年度の行事ファイルにつづられているはずであるが、見積書は平成14年度修学旅行分を除きすべての年度において存在せず、また、振込依頼書と領収書はいずれか一方が不存在である。

その原因は、歴年の担当教員が、決算報告を作成し、当該決算について見積書等の支 出証拠書類を提出して保護者による監査を経た後、当該年度の行事ファイルを次年度の 担当学年に引き継ぐために関係資料を改めて整理した際、当該年度の本件対象文書であ る見積書、振込依頼書又は請求書については、引き継ぐべき資料に当たらないと判断し て、当該ファイルにつづることなく個人的に保管していたことによる。

そして、そのような保管状態を続けているうちに、他の文書・資料に紛れるなどして 所在不明となったとものである。

2 調 査

本件対象文書のうち、平成11年度の修学旅行、平成11年度及び平成12年度宿泊研修に係るものをつづっていたと考えられる当該年度のそれぞれの行事ファイルは、対

象校において、それらが所在不明であることを把握した平成14年度ころから探索されていた。

また、本件対象文書の公開を求める請求は、本件請求以前にも複数回提出されおり、対象校では、これらの公開請求が受理された都度、校長・教頭を通じて対象校の全職員に周知し、個人保管の有無、あるいは一時的に使用したまま本来の保管場所ではないところに返却していないか等の確認を行い、また、対象校から他校への異動者に対しても所在の手掛かりについて問い合わせるなどし、調査を重ねてきた。

また、処分庁においても、対象校に対する事情聴取や職員を派遣しての現地調査を複数回行っている。

しかしながら、当該文書は、依然として所在不明のままである。

3 非公開決定の理由

本件審査請求を受理した後、諮問庁においても改めて対象校の調査を行ったが、本件対象文書の所在は依然として判明せず、また、引き続き探索を続けたとしても見つかる可能性は極めて低いと考えられる。

なお、行事ファイルが現存する年度の本件対象文書のうち、振込依頼書と領収書がどちらか一方しか存在していないことに関しては、札幌市立学校徴収金取扱要領(平成8年教育長決裁(平成16年改正前のもの)。以下「要領」という。)に照らして特に問題はないと考える。

以上のことから、処分庁が行った原決定は、同一年度における振込依頼書又は領収書のどちらか一方を非公開としたことは妥当であり、その他を不存在につき非公開としたことについては、やむを得ないと判断する。

第4 審査会の判断

1 本件対象文書

(1) 概要

諮問庁の説明によると、本件対象文書は、修学旅行又は宿泊研修の実施に係る支出の証拠書類であるが、対象校においては通常、当該事業の遂行に伴い作成又は取得する他の文書とともに一つのファイルにつづられ、校長の管理の下、所定の場所にて保存されているものである。

(2) 関係規定

本件対象文書に係る経費は、要領第3条第2号において規定される積立金に該当するものである。

その具体的な取扱いについては、要領第24条の規定に基づき具体的な事務処理を 規定した学校徴収金事務の手引(平成8年教育長決裁(平成16年改正前のもの)。 以下「事務の手引」という。)において規定されている。

本件対象文書の取扱いに関し、事務の手引には、旅行会社とのいわゆる役務の提供に係る事務処理について直接の規定はないことから、学校徴収金による物品購入に係る規定を準用することとされていると解される。

そうであるとすると、事務の手引 物品購入事務(5)において、購入(契約)の 伺いから支出の決定までの決裁を受ける文書である物品等購入伺書及び支出伺書・精 算書には、その一連の書類として見積書、納品書、領収書を添付して保存すること、 また、支払に当たっては、同 支出事務(1)において、支出は請求書により内容を確認のうえ学校長の決裁により行うこと、同(4)では領収書を振込依頼書に代えることもできること等が定められている。

そして、これらの支出に係る証拠書類の保存期間は、要領第20条第2項にて当該 年度経過後5年と定められている。

以上より、見積書、振込依頼書又は領収書は、学校徴収金により実施される修学旅行又は宿泊研修の事務を遂行するにあたって通常、取得される文書であり、処分庁は これらを当該年度経過後5年間保存することが定められている。

このことから、本件請求を受理した平成16年11月の時点において、本件対象文書のうち見積書は年度を問わずすべて、振込依頼書及び領収書にあってはそのどちらか一方は、本来であれば存在しているべき公文書であると認められる。

2 存 否

本件対象文書のうち、振込依頼書又は領収書については、上記のとおり、事務の手引き (4)において、そのどちらか一方を保管することと定められていることから、いずれか一方が存在する場合には、特段、規定に反する事務処理ではないと認められる。

これを本件請求についてみると、修学旅行では平成12年度から平成14年度まで、 宿泊研修においては平成13年度から平成15年度までの振込依頼書又は領収書について、そのどちらか一方を保有していたのであるから、他の一方を保有しておらず不存 在であるとしても、規定に反する事務処理ではない。

次に、平成11年度修学旅行並びに平成11年度及び平成12年度宿泊研修において、振込依頼書、領収書の双方が存在しないとすること、見積書が平成14年度修学旅行分を除きいずれの年度においても存在しないとすることについては、以下のとおりである。まず、諮問庁は、本件対象文書のうち平成11年度の修学旅行並びに平成11年度及び平成12年度宿泊研修に係るものが、それらがつづられていたと推測される行事ファイルごと所在不明となっており、したがってこれらの文書も所在不明であるとしている。そして、これまで、過去の公開請求への対応を含め、本件請求や本件審査請求への対応において、対象校への調査、対象校による独自の探索を繰り返し行うなどしたが、いまだに当該行事ファイルの存在を確認するには至っていないという。

また、その他の年度の見積書については、当該年度の行事ファイルは保管されている ものの、対象校における事務の取扱いに係る理解不足のため、取得はしたものの本来一 体として保管されるべき行事ファイルにつづられることなく、職員によって個人保管さ れていたうちに、現時点となっては、やはり所在不明となった旨を説明する。

本件対象文書は、修学旅行又は宿泊研修という保護者から徴収した多額の経費の執行を伴う行事に係る支出証拠書類である。このような文書が、例えば特定の年度においては行事ファイル一式が所在不明であり、また、見積書のように本来保存されるべき文書が複数年度について保存されていないということは、準公的資金を預かってこれを処理する者の守るべき規範に照らし、あってはならないことである。

しかしながら、諮問庁は対象校における現地調査や探索を重ねてきたが依然として本件対象文書の存在を確認できないでいるとしており、他に本件対象文書の存在をうかがわせる事実及び諮問庁がこれを意図的に不存在としているとする事実も認められない。

3 結論

以上のことから、本件対象文書を紛失したため保有しておらず、不存在であるとする 諮問庁の説明は、他に本件対象文書が存在すると推認させる特段の事情もないことから、 これを是認するほかない。

よって、第1のとおり結論する。

4 付 記

公文書が適正に保管されていることは、公文書公開制度が適正かつ円滑に運用されることの前提であり、公文書の紛失は、この前提を崩すものである。

このことについて、札幌市情報公開審査会は、諮問庁に対して、平成16年10月4日付答申第47号において、適正な文書管理の徹底を付言しているところであるが、当審査会が確認したところによれば、諮問庁は、今年度に至るまで当該答申を受けて特に具体的な策を講じてきたとは認められない。このような事態は、札幌市の公文書公開制度の適正かつ公正な運用に対する市民の信頼を損ねかねないことである。

諮問庁においては、今後、各学校に対して保管文書に係る実態調査や職員に対する研修の実施等、より具体的な措置を講じて文書管理の適正化を図るよう、当審査会から改めて強く注意を喚起する。

第5 審查経過

下表のとおり。

年 月 日	審査経過
平成17年9月12日	諮問書及び諮問庁の非公開理由説明書を受理
平成17年10月11日	審査請求人に諮問庁の非公開理由説明書を送付するととも に意見書の提出を要請
平成17年12月13日	事案の概要説明
(第8回審査会)	審査請求人から意見聴取及び諮問庁から事情聴取
平成17年12月20日	審議
(第9回審査会)	
平成18年1月10日	 審 議
(第10回審査会)	н ни
平成18年1月18日	審議
(第11回審査会)	
平成18年2月6日	答 申

八幡委員は、本件事案に係る調査審議を回避し、参加していない。